

自転車（自転車）の安全で適正な利用に関する専門家会議  
報告書

平成 28（2016）年 8 月



東京都青少年・治安対策本部

# 1 自転車の安全で適正な利用に関する専門家会議の設置趣旨

## (1) 背景

自転車の利活用を一層進めていくにあたり、その前提となる自転車利用者等の安全の確保に向けた取組を強化するため、都は、平成 28 年 4 月、東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（以下、「条例」という。）に基づく東京都自転車安全利用推進計画（以下、「改定計画」という。）を改定した。

改定計画では、自転車事故件数や自転車乗用中死者数の削減に向け、都の取組をより充実させるとともに、都民、事業者等による主体的な取組を求める項目についても盛り込んだ。

都は、この改定計画に基づき、社会全体で自転車の安全利用を一層推進していくこととしている。

## (2) 会議の目的

改定計画に盛り込んだ取組について、条例改正も視野に入れ、都の取組をより効果的に展開するための手段や、様々な主体の取組をより促進するための手段などについて、専門家の方々の意見を頂くため、自転車の安全で適正な利用に関する専門家会議を設置した。

# 2 改定計画の内容と課題

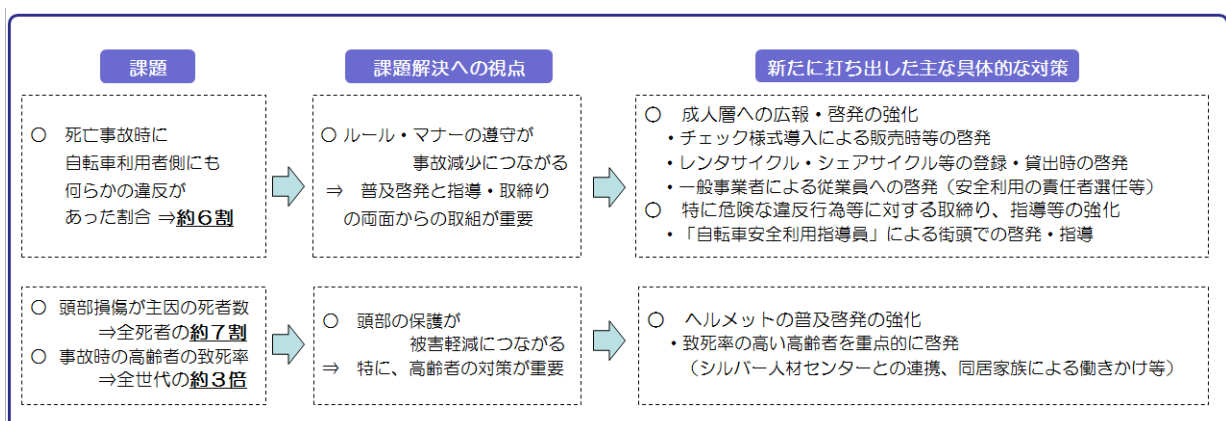
## (1) 主な内容

都内では、平成 27 年中に 1 万 1 千件を超える自転車事故が発生し、自転車乗用中の死者が 33 人に上る。全ての交通事故に占める自転車事故の割合は 3 割を超え、全国平均の約 2 割と比べても高い状況となっている（資料 1 参照）。

平成 27 年中に亡くなった 33 人のうち、5 割近くが高齢者であるほか（資料 2 参照）、近年はスポーツタイプの自転車利用者の死亡事故も多く発生している。また、死亡事故時に自転車利用者側にも何らかの違反があった割合は約 6 割と高い状況であり、約 7 割は頭部損傷が主因で亡くなっている（資料 3、4 参照）。

このような状況を踏まえ、社会全体で自転車の安全利用を促進していくため、改定計画では、成人層への広報・啓発の強化、特に危険な違反行為等に対する取締り・指導等の強化、ヘルメットの普及啓発の強化等の新たな対策を盛り込んだ。

### 【現状の課題と改定計画での主な具体的対策】



## (2) 新たな取組等を進めていく上での課題

改定計画に盛り込んだ新たな取組等を進めていく上での課題は、下記のとおりである。

### ① 成人層への広報・啓発の強化

#### ア 自転車関連事業者による教育（自転車小売業者等による啓発）

顧客に対する教育が適切に実施されるよう、顧客向けの交通ルール・マナーに関するチェック様式を、都から小売業者等へ提供することとしている。今後、小売業者等による顧客への啓発の実施を徹底していく必要がある。

#### イ 自転車関連事業者による教育（自転車貸付事業者による啓発）

今後、レンタサイクル、シェアサイクル等の貸付事業者による積極的な安全利用啓発を促進していく必要がある。

#### ウ 事業者による教育

改定計画では、事業者において、自転車安全利用に係る責任者を選任することとしている。事業者による従業員への教育の実施を広めていくために、今後、安全利用に係る責任者の選任を促進していく必要がある。

#### エ スポーツタイプの自転車の利用者に対する啓発

スポーツタイプの自転車乗用中死者数の増加等を踏まえ、対象者や利用形態に応じた適切な安全利用教育を進めていく必要がある。

### ② 特に危険な違反行為等に対する指導等の強化

改定計画に自転車安全利用指導員制度の導入を盛り込み、今年度から試行的に街頭における指導・啓発に取り組んでいる。今後、こうした指導等の実効性を高めていく必要がある。

### ③ ヘルメット着用等、事故に備えた措置の普及啓発の強化

#### ア 同居家族等による高齢者への働き掛け

致死率の高い高齢者のヘルメットや反射材の着用を広げるため、高齢者の同居家族等による本人への働き掛けを促進する必要がある。

#### イ 保護者による児童への措置

児童の自転車乗用中のヘルメット着用等をさらに広げるため、保護者による取組を促進していく必要がある。

### ④ 事業者や学校等の多様な主体による教育

事業者や学校等が実施する自転車の安全利用に関する教育を推進するため、都として効果的な支援策を講じていく必要がある。

### 3 専門家会議の概要

#### (1) 構成員

氏名	所属等
鈴木 春男	千葉大学名誉教授
蓮花 一己	帝塚山大学副学長
高橋 信行	國學院大學法学部教授
馬場 誠	元株式会社ワイ・インターナショナル代表取締役社長 自転車ヘルメット委員会事務局
北方 真起	Wa-L i f e L a b o (わらいふラボ) 代表 N P O 法人 自転車活用推進研究会理事

【オブザーバー】 警視庁、教育庁、都市整備局、環境局、建設局

【事務局】 青少年・治安対策本部

#### (2) 開催実績

##### 第1回

実施日：平成28年6月20日（月）

場 所：東京都庁第一本庁舎 北塔34階 34A会議室

##### 第2回

実施日：平成28年7月4日（月）

場 所：東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室24

第1回の会議では、条例の制定からこれまでに至る都の取組や都内における自転車事故の状況を踏まえ、改定計画に盛り込んだ取組やその取組を進めていく上での課題について事務局から説明した。その上で、自転車の安全利用に係る指導、啓発等の強化といった対策をより効果的にするための手段や、様々な主体の取組をより促進するための手段などについて委員から意見を頂いた。

第2回の会議では、第1回の会議で頂いた意見を、条例化が望ましい事項と、施策の実施に関する事項に整理し、事務局でとりまとめた「今後の施策展開の方向性等について（案）」をもとに、条例化が望ましい事項、充実させるべき施策などについて議論を行った。

## 4 意見の要旨等

### (1) 条例化の意義について

#### 〈主な意見〉

- 改定計画に盛り込まれた取組を効果的に進めるには、都民の権利・自由に対する制約という性質が認められるものについては、条例改正という方法も必要である。
- 条例上に根拠を定めることで、義務の内容が明確になり、都民の注意喚起を促すことができ、各事業者が改定計画に協力しやすい環境が整う。
- 都議会の議決を経て条例に明記されることで、都民や事業者において、改定計画の意義がより理解され、積極的な協力が得られやすくなる。

### (2) 具体的施策について

#### ① 成人層への広報・啓発の強化

##### ア 自転車関連事業者による教育（自転車小売業者等による啓発）

#### 〈施策展開の方向性〉

##### 【条例化が望ましい事項】

- 啓発の実施を確実にするため、自転車小売業者など自転車関連事業者について、販売等の機会に顧客への啓発を実施することを義務化する必要がある。

##### 【施策の実施に関する事項】

- 販売店等での啓発手段として、内容のミニマムレベルの均一化、事業者の負担軽減が図れるよう、ポイントを絞ったチェック様式を提供する必要がある。
- 様式の活用を広げるため、量販店にも浸透するよう調整が必要である。
- 販売店等での従業員教育に活用可能な教材の普及を図ることも必要である。

#### 〈議事概要〉

##### (義務化について)

- ・自転車には免許制度がなく、学校等では交通安全教室等である程度実施されているが、成人については、制度的、定期的な教育の機会がない。自転車の販売や整備の際に事業者からの協力を得ることで、一定の効果が得られる。
- ・現行規定がやや抽象的に定めている啓発義務について、いつ、どのように行うかを明確化した上で、努力義務を義務化することでより効果が上がる。

##### (制裁措置について)

- ・必ずしも啓発に協力的ではない事業者への対策として、努力義務から義務へ法的に強化することも検討されてしかるべき。具体的には、義務を果たさない事業者

を勧告・公表の対象とすることが考えられる。そのための課題としては、義務内容の明確化や、強制調査など執行体制整備がある。

- ・義務化は良いが、義務違反に罰則を付すことには違和感がある。
- ・罰則まで入った義務化まで、一気に進むのはなかなか難しいが、努力義務と義務の間には差がある。兵庫県の保険加入義務化のように、ある種の義務化ということは、罰則なしでも検討してよいのではないか。

(チェック様式について)

- ・都が、小売店等から、顧客に最低限提供すべき情報を示すべきである。
- ・全ての販売店に一定水準の啓発活動を維持させるうえで有効であり賛成である。
- ・量販店などにいかに浸透させるかが課題である。
- ・自転車安全利用五則と、ヘルメット着用と保険加入については、必ず伝えていただきたい。

(啓発手段について)

- ・ヘルメット着用の効果や出会い頭事故の状況などを、分かりやすく簡潔に伝える動画などが、安全意識向上のための導入機会として有効である。
- ・映像の活用などわかりやすい啓発に関し、販売店の協力を得て、利用者側の効果測定を行うなど、よりよい手段の検討を行っていただきたい。

(販売員教育について)

- ・販売員向けのコンパクトで要点が絞られているマニュアルやDVDがあるとよい。

## イ 自転車関連事業者による教育（自転車貸付事業者による啓発）

### 〈施策展開の方向性〉

#### 【条例化が望ましい事項】

- シェアサイクル等の広がりを見据え、啓発の実施主体に自転車貸付事業者を加える必要がある。

#### 【施策の実施に関する事項】

- メールマガジンによる事故情報の提供などの好事例を広げる取組も有効である。

### 〈議事概要〉

- ・シェアサイクル等の広がりを見据えれば、貸付事業者についても、自転車の登録・貸出時に、啓発について協力を得ることが重要である。

- ・事業者からのメールマガジンによる事故情報等の提供は、利用者の意識啓発に役立つ。

## ウ 事業者による教育

### 《施策展開の方向性》

#### 【条例化が望ましい事項】

- 自転車使用事業者や一般事業者の自転車の安全利用の取組を一層促すため、自転車の安全利用に係る責任者の選任に関する規定を設ける必要がある。

#### 【施策の実施に関する事項】

- 自転車の安全利用に取り組む事業者の拡大を図るためには、事業者側にメリットを与えることも必要である。
- 自転車の安全利用に係る責任者の選任を促すためには、自転車の安全利用に積極的に取り組み、他の模範となるような事業者を賞揚する仕組みを検討する必要がある。
- 事業者の取組の実情を把握する必要がある。

### 〈議事概要〉

#### (自転車安全利用管理者について)

- ・自転車使用事業者や一般事業者への努力義務は、抽象的には規定されているが、実際にどこまで行われているかという問題がある。自動車の場合（安全運転管理者や運行管理者）と同じように、事業所内で安全利用に関する責任者を置くことで、実効性を担保することは意味がある。
- ・成人層は事故件数が多く、かつ、法令違反も多いため、従業員にターゲットを定めて対策を行うことは有効である。
- ・安全利用管理者を選任し、従業員に対し啓発してもらうというのは大変すばらしいことである。
- ・計画で記載しただけでは拘束力がなく、中々進まない。条例で規定することは有効である。

#### (事業者の教育について)

- ・管理者の選任の有無や研修の開催状況等、自己評価でもいいが、どのような実情にあるのかを把握することが必要である。
- ・管理者を置いた事業所には、置いた甲斐があるように行政として支援したり、賞揚したりする仕組みの検討も必要である。

## エ スポーツタイプの自転車の利用者に対する啓発

### ≪施策展開の方向性≫

#### 【施策の実施に関する事項】

- スポーツタイプの自転車の経験豊富な利用者に対しては、自転車専門誌等を通じた啓発も有効である。
- スポーツタイプの自転車を初めて買うような初心者に対しては、主要な新聞やテレビ等のマスメディアを活用した啓発が有効である。
- ヘルメット着用など、自転車利用者のモデルとなってもらふ仕掛けづくりも有効である。

### 〈議事概要〉

- ・経験豊富なスポーツタイプ利用者はスポーツ自転車専門媒体から情報を得ている場合が多いが、初心者の方は、そうでない場合が多いため、一般メディアへの働きかけが重要である。
- ・スポーツタイプを乗る人は、走行距離が長いため、事故に遭う確率も高くなる。かつ、速く走りたいという人が多くスピードが速いので、事故が起きた場合、大事故になりやすい。
- ・スポーツタイプの利用者が、ヘルメットを着用して正しい走り方をすると注目される。一般の自転車利用者のモデルとなるグループであるため、啓発するターゲットとして非常に大事である。
- ・我々が見本になって、いかに安全に乗るかということ、他の人に見てもらいたいという気持ちを持つ方も多い。スポーツタイプの方々が誇りに感じるような場をつくり、一般の方々が走り方を理解するような仕掛けがあればよい。
- ・スポーツタイプと言っても千差万別。ロードバイク販売店ではヘルメット購入率は高いが、クロスバイクを初めて購入する方はヘルメット着用への抵抗が強いと感じている。

## ② 特に危険な違反行為等に対する指導等の強化

### ≪施策展開の方向性≫

#### 【条例化が望ましい事項】

- 指導員の活動に対する都民の理解や協力等を得るために、指導員の設置や活動内容について、根拠規定が必要である。

#### 【施策の実施に関する事項】

- 自転車安全利用指導員の活動内容として、街頭での指導と交通安全教室での指導の双方を視野に入れた方がよい。



○自転車安全利用指導員の活動により、ボランティアが広がっていく展開が望ましい。

#### 〈議事概要〉

- ・指導、啓発の効果を高めるためには、何らかの形で条例への位置づけが必要である。
- ・街頭以外での活動、例えば安全教室での指導も視野に入れるのであれば、幅広い表現にした方がよい。
- ・指導員の導入には賛成だが、指導員の活動として、街頭での指導と、交通安全教室での指導、両方併用の形が望ましい。
- ・自転車に絞った、三世代交流の交通安全教育が有効。高齢者が子供たちにヘルメット着用を教育することで、自身の安全利用の動機づけにもなる。指導員の方には、三世代交流の核になっていただきたい。
- ・教育手法として、10分程度でも一緒に交通状況を観察しながら、具体例を示しつつ「こうだから危ない」と指導することも有効である。
- ・つくば市では、高齢者のシルバーリーダーの方が、ワッペンをつけて散歩をしながら指導するという取組があった。指導員の方が核になって、ボランティアが広まっていく展開があるとよい。
- ・指導に従っていただいた方に商品購入のサービス券を渡すなど、ある種のメリット性を利用しながらやると、ますます指導員の制度が生きてくる。
- ・議会の議決を経て、条例に明記されることで、都民の積極的な協力が得られやすくなる。

### ③ ヘルメット着用等、事故に備えた措置の普及啓発の強化

#### ア 同居家族等による高齢者への働き掛け

##### 〈施策展開の方向性〉

##### 【条例化が望ましい事項】

- ・特に自転車乗用中死者数が多い高齢者のヘルメット着用を促すため、同居家族等によるヘルメット着用の働き掛け等に関する規定を設ける必要がある。

##### 【施策の実施に関する事項】

- ・高齢者のヘルメットや反射材の着用を促進するため、客観的なデータに基づく情報発信や、自転車事故の危険性を視覚に訴える広報・啓発を行う必要がある。
- ・子供と親、高齢者の三世代が交流を通じて、互いに動機づけが進むような交通安全教育や啓発イベントを検討する必要がある。

## イ 保護者による児童への措置

### 《施策展開の方向性》

#### 【条例化が望ましい事項】

○児童が自転車を安全で適正に利用できるよう、保護者による児童のヘルメット着用や保険加入などの対応に関する規定を設ける必要がある。

#### 【施策の実施に関する事項】

○子供のヘルメットや反射材の着用を促進するため、客観的なデータに基づく情報発信や、自転車事故の危険性を視覚に訴える広報・啓発を行う必要がある。

○保険への更なる加入促進を図るために、実際の高額賠償の裁判事例を紹介するなど、身近な出来事でインパクトがあり、保護者の動機づけになる内容を盛り込んだ効果的な広報・啓発を行う必要がある。

○保険加入のインセンティブなど、幅広く加入促進策について検討する必要がある。

### 〈議事概要〉

(ヘルメット着用促進について)

- ・ 幼児、児童に対すると同様、高齢者に対しては、被害の軽減に関して、より周囲からの配慮が必要である。
- ・ 高齢者への同居家族等によるヘルメット着用等の働きかけや、児童への保護者による取組など、周囲からの取組をより強化してもらうのであれば、条例上の根拠が必要である。
- ・ ヘルメット着用や保険加入に関し、中高生などの保護者について規定があってもよい。
- ・ 高齢者の致死率の高さや、ヘルメット着用率など、データに基づいた広報啓発が重要である。
- ・ 保護者への調査では、ヘルメット着用で頭部の怪我を防げることは9割以上に認識があるが、着用は6割に満たないという現象がある。データに基づいた簡単で分かりやすい説明が求められる。
- ・ 自転車に絞った、三世代交流の交通安全教育が有効。高齢者が子供たちにヘルメット着用を教育することで、自身の安全利用の動機づけにもなる。
- ・ 保護者層には、お子さんや、おじいちゃん、おばあちゃんに向けた教育の役割を担ってもらうことで、自身の安全利用の動機づけにもなる。
- ・ 敬老の日に孫からヘルメットをプレゼント、という啓発活動も重要。
- ・ 高齢者に対しては、同居家族等からだけでなく、スーパーや病院などの施設で、安全利用を促していくことも有効である。

- ・ヘルメットデザインコンテストなど、着用のきっかけをつくる場も重要。
- ・側面を照らす反射材なども有効である。ヘルメットを含む安全器具の啓発の中に取り入れていただきたい。

(保険加入促進について)

- ・台東区では補助金制度がある。保険加入のための援助制度も検討の余地はある。
- ・神戸での1億円の賠償事例を伝えることは、保護者などに効果大きい。
- ・現状で義務化というのは難しい。まずは、保険の加入率の向上を目指し、幅広く促進策を検討すべきである。

#### ④ 事業者や学校等の多様な主体による教育

《施策展開の方向性》

##### 【条例化が望ましい事項】

- 事業者の自転車の安全利用の取組を進めるため、事業者の取組に対する支援や協力を都の責務として規定する必要がある。
- 学校等で交通安全教育がより効果的に推進されるよう、学校等との連携を都の責務として規定する必要がある。

##### 【施策の実施に関する事項】

- 自転車シミュレータを活用した交通安全教育の拡充を図っていただきたい。
- 教育や啓発にあたり、ドライブレコーダーの事故映像やスマートフォンの活用など、新しい技術の活用を検討していただきたい。
- 事業者が選任する安全利用の責任者などに対し教育を実施するとともに、道交法や条例の改正内容、最新の事故状況などを発信する仕組みを検討する必要がある。

##### 〈議事概要〉

(都の責務について)

- ・安全利用管理者になった方々に対する教育は非常に重要である。
- ・制度改正などの状況に即した教育が実施できるよう、安全管理の責任者や講師役を担う方々に対して、情報をタイムリーに発信していただきたい。
- ・貸付事業者のような、自転車を使って営業されている事業者に対しても、指導者や管理者といった方への教育が重要である。
- ・学校での安全教育の手法など、都も支援していく必要がある。

- ・保育園などでの安全教育を、どれだけの人にどのように実施していくのか、また、その際の必要講師数などについて、数値目標を設定して取り組むことも重要である。

#### (交通安全教育について)

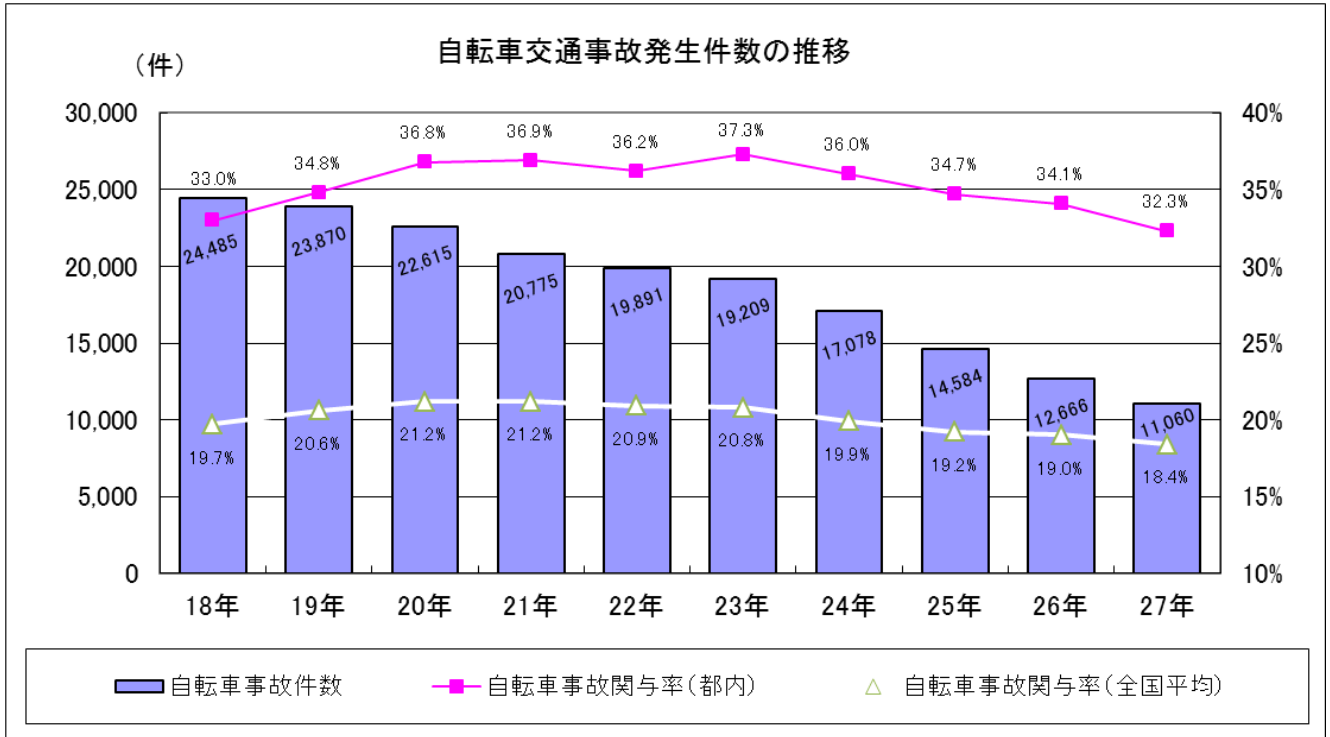
- ・自転車シミュレータは有効。運用台数を増やし、活用してもらうことが一般化してくれば交通安全教育が広がっていく。
- ・文部科学省はかなり良いDVDを作成しているので、活用を広げたい。
- ・自転車だけのドライブレコーダー事故データを見せる効果は大きい。
- ・地域事故マップの作成活用も有効である。
- ・静岡での取組などを参考にして、マスコミとの連携により一緒に実施すると盛り上がると思う。
- ・生徒の自転車利用状況の実態を学校側に理解してもらうことは、効果的な教育を行う上で非常に有効である。

### (3) 今後の進め方について

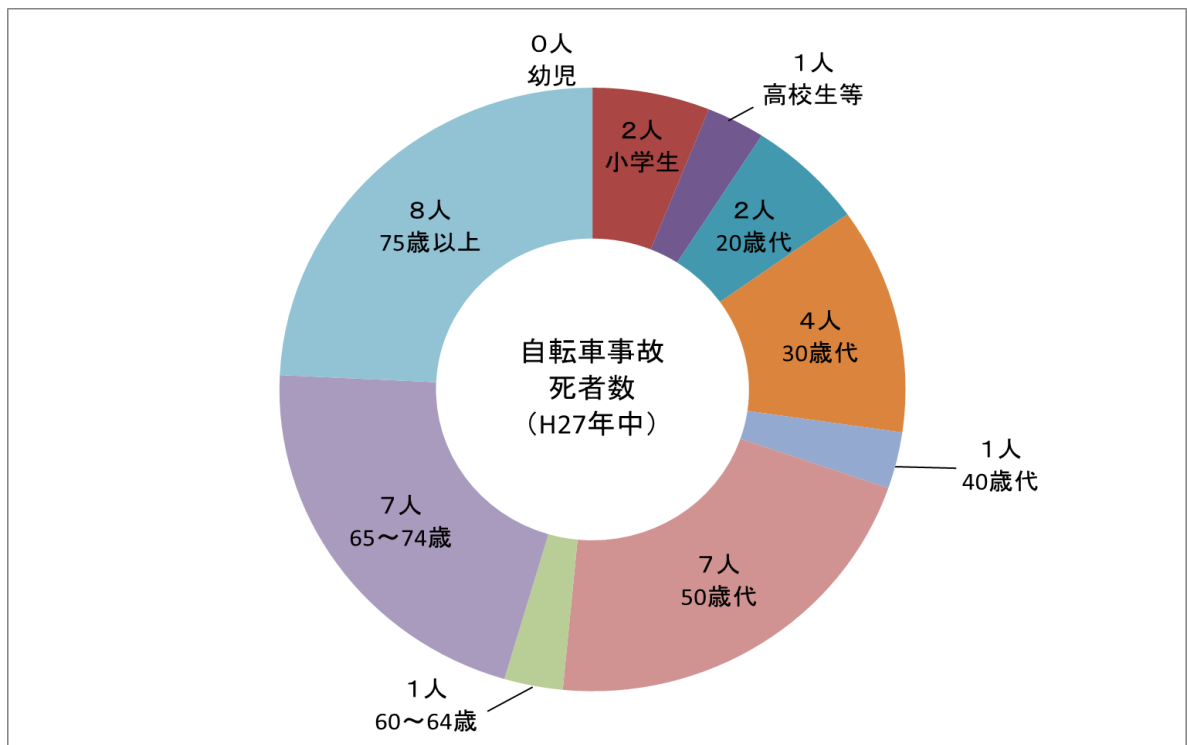
健康や環境に対する意識の高まり、災害時等において、また、コンパクトシティを支える移動手段としての有用性等を背景に、今後さらに自転車利用のニーズが高まることを踏まえれば、自転車の安全利用に向けた対策の強化は急務であると考えます。

東京都においては、(2)においてまとめられた本会議における意見を、改定計画に盛り込んだ施策の効果的な実施や展開に活かすとともに、条例化が望ましいとした事項については、(1)で述べた条例化の意義を踏まえ、条例の改正を早急に検討していただき、より一層の自転車の安全利用を推進されることを望む。

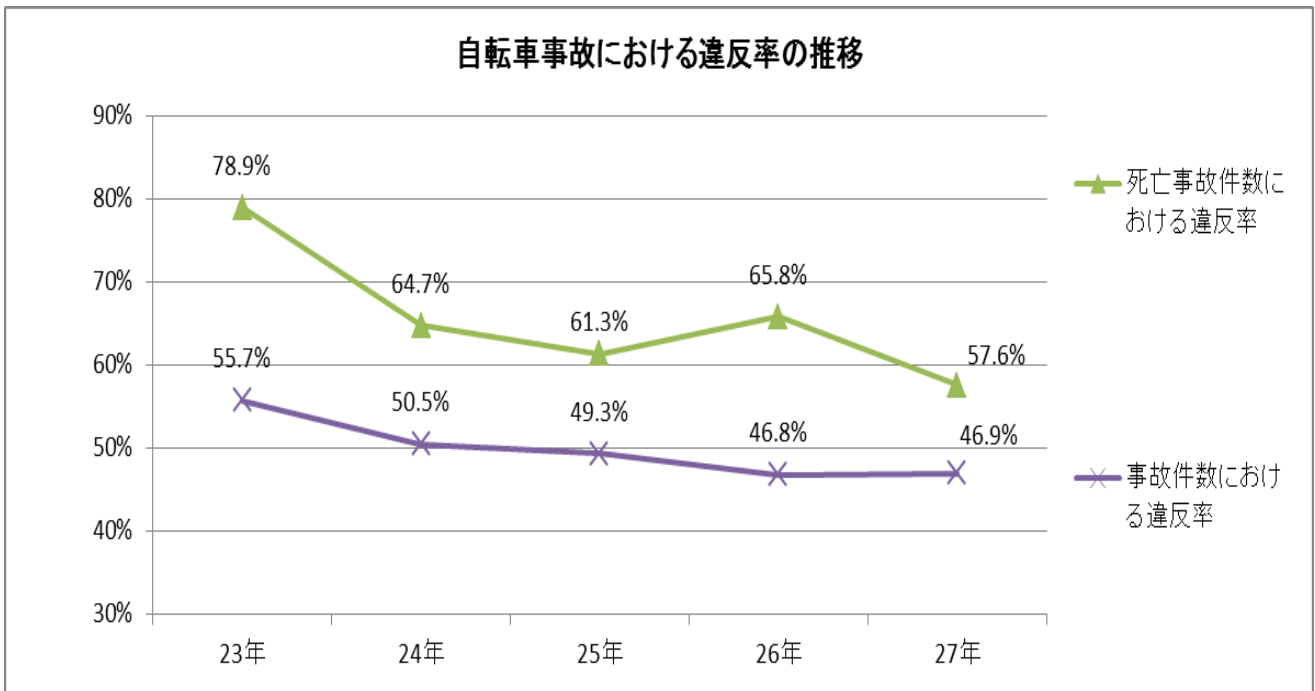
[参考資料]  
(資料1)



(資料2)



(資料 3)



(資料 4)

